

事 務 連 絡

令和7年11月21日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村 児童福祉主管部（局）

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する
「重点支援地方交付金」等の更なる活用について

平素より、障害福祉施策の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）を拡充することが示されました（別添1（5頁～））。本交付金の推奨事業メニューにおいては、障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格の高騰分などの支援を継続することが盛り込まれています。

厚生労働省・こども家庭庁としても、物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ。）に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県・市町村において、御対応いただきたい支援事業の標準について、下記のとおりお示ししますので、可能な限り年内の予算化に向けて、検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和7年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性があります。現時点では予算成立前の準備行為として依頼している旨、あらかじめ御了承ください。

本交付金を活用した支援事業を実施する際には、当該事業に国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いいたします。

また、本交付金の積増し分を活用した支援状況については、今後、フォローアップを実施させていただき予定ですので、御協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただき予定であり、そちらも御参照・御活用いただきたいと思います。

なお、本事務連絡の内容につきましては、本交付金を所管しております内閣府地方創生推進

室と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施

推奨事業メニュー⑦（医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）（別添2（18頁）参照）については、障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、引き続き、次の（1）と（2）の2事業の両方の実施を御検討していただくようお願いいたします。

別添3及び4（19頁～）に、令和6年度から令和7年度にかけて、各都道府県が重点支援地方交付金を活用して実施した支援事業の支援額や活用事例をまとめています。具体的な補助額の設定に当たっては、当該資料を参照するとともに、足下の物価高騰を適切に反映した額としていただくようお願いいたします。

また、支援に当たっては、

- ・ 障害福祉サービス事業所・施設等のへ影響軽減を図る観点から、申請様式において、事業所・施設等が実際に記載する項目を極力少なくなるよう自治体で選択項目として提示できる部分については、自治体であらかじめ記載する
- ・ 本交付金に関するコールセンターを設け問い合わせ対応を行うとともに、未申請の障害福祉サービス事業所・施設等に対し申請に向けた働きかけを行う

等の取組を行っている自治体もありましたので、参考にしていただき、多くの障害福祉サービス事業所・施設等において活用いただけるよう取り組んでいただくようお願いいたします。

（1）食材料費高騰への支援事業

令和6年度から令和7年度にかけて、全ての都道府県において食材料費の高騰に対応した支援（複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合を含む。）を実施いただいているところです（別添3及び4）。

各自治体におかれては、今般の経済対策の対応の検討に当たり、別添3及び4並びに食材料費高騰の実態を踏まえつつ、必要に応じて支援額の設定の見直しや対象拡大を検討するなど、支援の拡充を御検討ください。

特に、2025年9月の「食料」の消費者物価指数では食料が前年同月比で6.7%の上昇となっており、こうした足下の状況を踏まえた適切な補助額の設定をお願いいたします。

参考：[統計局ホームページ/消費者物価指数\(CPI\) 全国（最新の月次結果の概要）](#)

stat.go.jp

また、支援対象については、入所系・居住系・障害児入所系の障害福祉サービス事業所・施設等だけでなく、通所系・障害児通所系の障害福祉サービス事業所・施設等についても同様の支援を御検討いただくようお願いします。

(参考) サービス種類等の分類

訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
通所系	短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援
入所系	施設入所支援
居住系	自立生活援助、共同生活援助
相談系	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
障害児通所系	児童発達支援、放課後等デイサービス
障害児入所系	障害児入所施設
障害児相談系	障害児相談支援

(2) 光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）高騰への支援事業

令和6年度から令和7年度にかけて、45の都道府県において食材料費の高騰に対応した支援（複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合を含む。）を実施いただいているところです（別添3及び4）。

光熱水費の高騰についても、障害福祉サービス事業所・施設等が影響を受けている状況を踏まえ、別添3及び4も参考に、必要に応じて支援額の見直しや対象拡大を検討するなど、支援の拡充を御検討ください。

(3) 建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援

本交付金は、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる見込みですので、自治体の判断により積極的な活用を検討し、事業者への影響の軽減に努めていただくようお願いします。

(4) 補装具事業者への支援

補装具事業者への支援については、1. (2) の光熱水費高騰への支援事業により、積極的に実施していただきますようご検討をお願いいたします。

なお、補装具事業者は指定事業者ではありませんが、現下の状況に鑑み、例えば、給付

金の申請日時点において当該市町村が登録している補装具事業者や販売等実績のある補装具事業者を支給対象にして実施した自治体があります。

2. 障害者就労施設の生産活動に対する「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用

推奨事業メニュー⑨（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）については、障害者就労施設が、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、推奨事業メニュー⑦の活用も可となる見込です。

推奨事業メニュー⑦（障害福祉サービス施設等に対する物価高騰対策支援）による上記1の取組と併せて実施することも可能となる見込みであり、障害者が安定して就労できる環境を整備するため、本支援についても積極的に実施をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、推奨事業メニュー⑨（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）については、自治体内における所管部局が異なることから、障害者就労施設の生産活動が対象外となる運用が散見されます。障害福祉部局におかれては中小企業支援等を担当する部局とも連携いただき、同メニューの対象に含めていただくなど、適切に取り扱っていただくようお願いいたします。

<本件問い合わせ先>

(全般)

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（企画法令係）

電話：03-5253-1111 内線 3101、3046

(建築資材費等)

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（福祉財政係）

電話：03-5253-1111 内線 3035

(補装具)

厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室

電話：03-5253-1111 内線 3073

(障害者就労施設)

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課（就労支援係）

電話：03-5253-1111 内線 3044、3389

事務連絡
令和7年11月21日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

御中

内閣府地方創生推進室

「重点支援地方交付金」の拡充について

本日閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。

また、本日、高市内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金の予算規模を2兆円とすること、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を地方公共団体に進めていただきたい旨発言があったところです。

つきましては、都道府県及び市区町村におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について、下記のとおり、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨速やかに周知いただき、市区町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いいたします。

なお、重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

記

1. 推奨事業メニューを活用した支援について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、

○「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス・灯油使用

世帯への給付等の支援を、

- ・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

といった旨が盛り込まれたところです。

また、重点支援地方交付金の活用については、以下の記載が盛り込まれたところです。

- 賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。
- 「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。
- 「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。
- 「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。
- 当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。

2. 食料品の物価高騰に対する特別加算について

今般の経済対策において、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価高騰に対する支援を措置することとされました。これを踏まえ、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての特別加算」を設けることとしております。市区町村におかれては、こうした制度趣旨を踏まえ、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援の実施をお願いいたします。

3. 交付限度額の目安を踏まえた検討について

重点支援地方交付金の追加配分2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）に係る交付限度額は、令和6年度の財政力指数の増減が大きい地方公共団体を除き、令和6年度一般会計補正予算（第1号）令和6年12月17日限度額通知に係る交付限度額

の【都道府県で概ね240%以上、市区町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め概ね330%以上】となる見込みです。

各地方公共団体別の交付限度額については補正予算成立を待って正式に通知いたしますが、以上を踏まえ、都道府県及び市区町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分御理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にいただき、市区町村における生活者に対する食料品の物価高騰支援の追加的な実施を含め、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いいたします。

4. 重点支援地方交付金の対象について

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

具体的には、以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組を御検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域

の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

＜事業者支援＞

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

5. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

(各府省庁からの情報提供について)

今般の経済対策においては、「その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的なきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところです。

つきましては、各府省庁において、この後速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、1. の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(事業の対象について)

従前の取扱いと同様に、令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる見込みです。

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(事務コストの削減等について)

事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添4を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

6. 地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、可能な限り年内での予算化に向けた検討状況、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いいたします。

<関係資料一覧>

- 別添1 経済対策 本文（関係箇所抜粋）
- 別添2 経済対策 政策ファイル（関係箇所抜粋）
- 別添3 重点支援地方交付金の追加
- 別添4 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

以上

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

「強い経済」を実現する総合経済対策

～日本と日本人の底力～

(関係箇所抜粋)

第1章 経済の現状認識・課題及び経済対策の基本的枠組み

2. 経済対策の基本的枠組み

(第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応)

<中略>

くわえて、賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。

(経済対策の早期執行)

経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、関連する施策の広報・PRを強化し、国民にわかりやすく周知する。各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とするほか、事後の適切な進捗管理に努める。政府全体で政策の実効性とスピードを両立させ、国民生活への効果を最大化する。

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

(1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、
- ・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体におけ

る水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的なきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。(略)

(2) エネルギーコスト等の負担軽減

<中略>

その上で、政党間の合意に基づき、ガソリン税は同年12月31日、軽油引取税は2026年4月1日とされている当分の間税率廃止の円滑な施行に向け、これらの廃止に伴い必要となる国及び地方公共団体の安定的な財源を確保しつつ、流通の混乱を避けるために適切に対応するとともに、影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援を行う。当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。(略)

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、公共事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める。(略)

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(1) 賃上げ環境の整備

<中略>

適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

<中略>

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。(略)

重点支援地方交付金の拡充

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

重点支援地方交付金

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付



② 物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援

例) L P ガス使用世帯への給付等の支援



③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

例) 小中学校等における学校給食費の支援



④ 消費下支え等を通じた生活者支援

例) 水道料金の減免



⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



事業者支援

① 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

例) ・経営指導員による伴走支援
・生産性向上に向けた補助
・公共調達における価格転嫁の円滑化

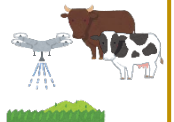
② 医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援

例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援



③ 農林水産業における物価高騰対策支援

例) ・飼料高騰の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援
・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援



④ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

例) ・特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援
・中小企業の省エネの取組支援



⑤ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

例) ・地域に不可欠な交通手段の確保
・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応

重点支援地方交付金の追加

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額 : 2.0兆円
- 対象事業 : エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①食料品の物価高騰に対する特別加算</p> <p>②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援</p> <p>③物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>④消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備</p> <p>⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑧農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定 (都道府県、市町村)

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
 - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**〔いわゆるお米券等〕を措置
 - ② **賃上げ環境整備**〔中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引き上げを行う地域の事業者〕を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

【推奨事業メニューによる対応】

【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
 - ・市内で食料品等の購入に利用できるさやりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与(上限2,000ポイント)
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
 - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品(4,000円相当)を支給

【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
 - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助(補助上限300万円等)
- 賃上げに係る支援【群馬県】
 - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円(上限40人)を支給

【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
 - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
 - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記(R6補正～)

【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

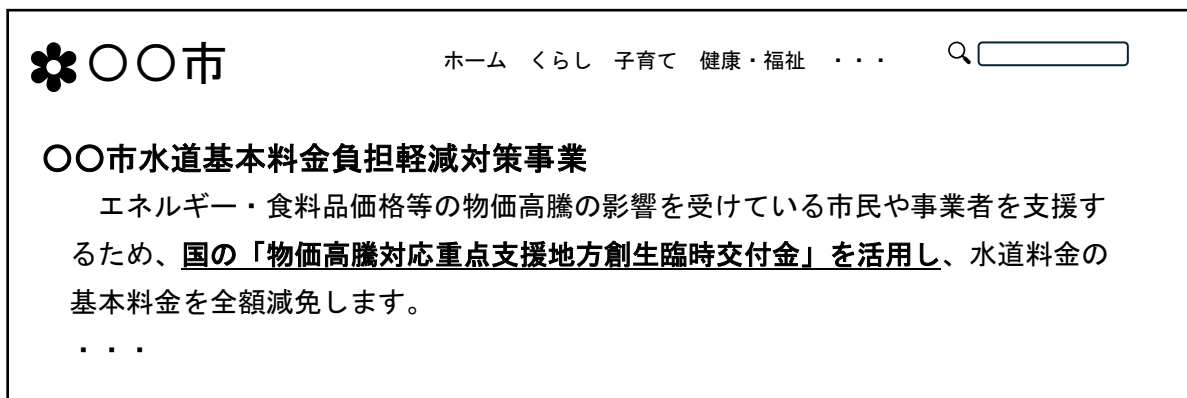
【事業ホームページにおける掲載例】

例①

「燃料費高騰による経済的負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、ガソリン等の購入に使える燃料券を配布します。」

例②

「物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を全額減免します。減免対象者は・・・」



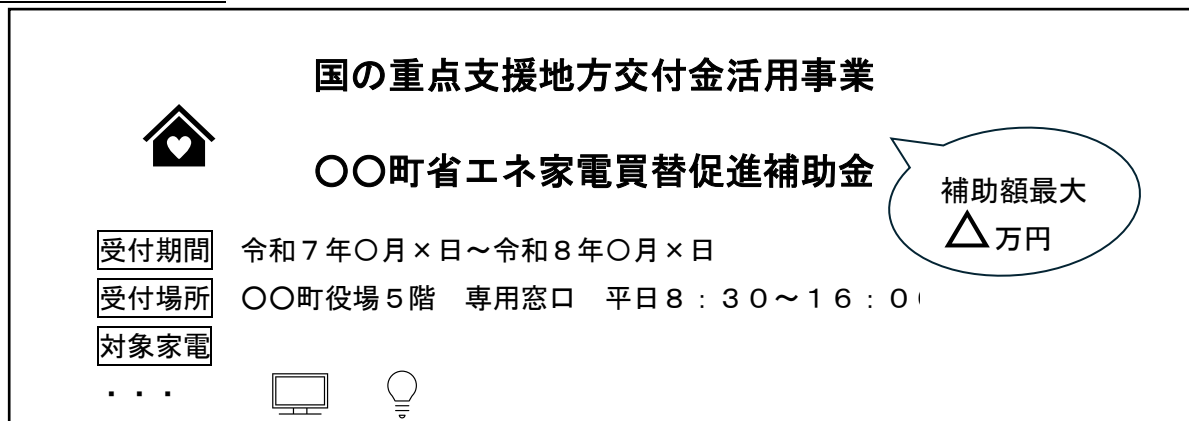
【事業リーフレットにおける掲載例】

例①

リーフレット内に「この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています」と記載。

例②

リーフレットタイトルを「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業／重点支援地方交付金活用事業 〇〇町省エネ家電買替促進補助金」とする。



※この他上記以外の方法でも、国民の皆様重点支援地方交付金を活用したことが伝わるよう、明記をお願いします。

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー ＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引き上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況調査

食材料費相当支援実施状況

実施都道府県数：47/47都道府県

1人当たりの支援額（中央値）： 入所系 4,000円 居住系 3,300円 通所系 1,000円

光熱水費相当支援実施状況

実施都道府県数：45/47都道府県

1人当たりの支援額（中央値）： 入所系 2,500円 居住系 2,000円 通所系 1,440円

1事業所当たりの支援額（中央値）： 訪問・相談系 11,850円

包括的支援（※）実施状況

1人当たりの支援額（中央値）： 入所系 3,850円 居住系 3,500円 通所系 3,050円

1事業所当たりの支援額（中央値）： 訪問・相談系 47,000円

（※）食材料費、光熱水費を含む複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合

入所系： 施設入所支援
 居住系： 自立生活援助、共同生活援助
 通所系： 短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、
 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
 訪問・相談系： 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、
 地域定着支援、計画相談支援

障害福祉サービス事業所・施設に対する重点支援地方交付金を活用した支援事例①

都道府県による支援（宮城県）

【令和6年度宮城県障害福祉施設原油価格・物価高騰対策事業補助金】

（概要）昨今の原油価格及び物価の高騰に伴い、冷暖房費・利用者の送迎に係るガソリン代・食材料費等のかかり増しが生じている障害福祉サービス事業所等を支援する。

（対象施設/給付額）

施設区分	補助額
入所施設（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練、短期入所）	16,000円/定員1人あたり
通所施設（療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、生活介護）	10,500円/定員1人あたり
訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助）	5,000円/車両1台あたり
相談系事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	5,000円/車両1台あたり

市町村による支援（宮城県仙台市）

【令和6年度仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金（障害福祉施設分）】

（概要）今般の食材費、光熱費等の物価高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、福祉施設等において使用した食材光熱費等や、訪問サービス等においては利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付する。

（対象施設/給付額）

施設区分	補助額	単位
入所施設（障害者支援施設、療養介護、短期入所（空床型を除く）、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉ホーム）	光熱費等単価 6,400円 食材料費単価15,600円×稼働率	定員数
通所施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、日中一時支援事業）	光熱費等単価 3,200円 食材料費単価 3,800円×稼働率	
地域活動支援センター（地域活動推進センター、小規模地域活動センター）	光熱費等単価 3,200円 食材料費単価 3,800円×稼働率	
訪問サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	5,400円	台数

都道府県による支援（島根県）

【令和7年度 医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等分）】

（概 要）医療・介護・障がい福祉施設等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、支援を行う。

（対象施設・サービス/給付額）

施設区分	支給単価
施設入所支援（定員によって単価が変動）	168,000円～504,000円
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所、療養介護、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	42,000円
共同生活援助（1棟あたりの単価）	84,000円

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用状況調査

食材料費相当支援実施状況

実施都道府県数：47/47都道府県

1人当たりの支援額（中央値）：障害児入所系 6,750円 障害児通所系 7,500円

光熱水費相当支援実施状況

実施都道府県数：45/47都道府県

1人当たりの支援額（中央値）：障害児入所系 4,000円 障害児通所系 3,500円

1事業所当たりの支援額（中央値）： 障害児訪問系・障害児相談系 22,000円

包括的支援（※）実施状況

1人当たりの支援額（中央値）：障害児入所系 3,500円 障害児通所系 4,000円

1事業所当たりの支援額（中央値）： 障害児訪問系・障害児相談系 50,000円

（※）食材料費、光熱水費を含む複数の費用を包括的に対象とした支援事業を実施している場合

障害児入所系： 障害児入所施設
 障害児通所系： 児童発達支援、放課後等デイサービス
 障害児訪問系・障害児相談系： 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

障害児支援施設等に対する重点支援地方交付金を活用した支援事例①

都道府県による支援（宮城県）

【令和6年度宮城県障害福祉施設原油価格・物価高騰対策事業補助金】

（概要）昨今の原油価格及び物価の高騰に伴い、冷暖房費・利用者の送迎に係るガソリン代・食材料費等のかかり増しが生じている障害福祉サービス事業所等を支援する。

（対象施設/給付額）

施設区分	補助額
入所施設（障害児入所施設（福祉型））	16,000円/定員1人あたり
通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）	10,500円/定員1人あたり
訪問系事業所（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）	5,000円/車両1台あたり
相談系事業所（障害児相談支援）	5,000円/車両1台あたり

市町村による支援（宮城県仙台市）

【令和6年度仙台市福祉施設等物価高騰対策事業補助金（障害福祉施設分）】

（概要）今般の食材費、光熱費等の物価高騰による福祉施設等の負担を軽減するため、福祉施設等において使用した食材光熱費等や、訪問サービス等においては利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用について補助金を交付する。

（対象施設/給付額）

施設区分	補助額	単位
入所施設（障害児入所施設（福祉型））	光熱費等単価 6,400円 食材料費単価15,600円×稼働率	定員数
通所施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）	光熱費等単価 3,200円 食材料費単価 3,800円×稼働率	
訪問サービス（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）	5,400円	台数

都道府県による支援（島根県）

【令和7年度 医療・介護・障がい福祉施設等物価高騰対策応援金（障がい福祉施設等分）】

（概 要）医療・介護・障がい福祉施設等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、支援を行う。

（対象施設・サービス/給付額）

施設区分	支給単価
福祉型障害児入所施設（定員によって単価が変動）	168,000円～ 504,000円
医療型障害児入所施設（定員によって単価が変動）	168,000円～ 504,000円
保育所等訪問支援	42,000円
居宅訪問型児童発達支援	42,000円
放課後等デイサービス	42,000円
児童発達支援	42,000円
障害児相談支援	42,000円